

～ 世の中の確かな情報を鋭い視点でお届けします ～

## 協会けんぽ保険料率は事業所の所在地で！

9月1日より、中小企業のサラリーマンの多くが加入する「全国健康保険協会（協会けんぽ）」の保険料を「都道府県ごとの保険料率」で計算することになったのは先月ご案内した通りです。

これまで、全国一律の保険料率(8.2%)で計算していましたが、9月分の保険料から、都道府県ごとに定められた保険料率(8.18～8.26%)で計算することになります。

協会けんぽの「都道府県ごとの保険料率」ですが、基本的に会社の所在地(健康保険適用事業所の届出を行っている場所)の属する「協会けんぽ都道府県支部」によって保険料率が決まります。

まだ勘違いしている方が多いようですが、被保険者の住所(居住地)ごとに保険料率が変わるわけではありませんので注意してください。

また、事業所が別々の都道府県にある場合の取り扱いですが、本社が一括で「協会けんぽ」に申請している場合は、本社が申請している「協会けんぽ都道府県支部の保険料率」となります。たとえば本社が東京で事業所が名古屋と岐阜にあるケースで、本社が一括で「協会けんぽ東京支部」に申請をしている場合は、名古屋と岐阜の事業所に勤めている従業員も「協会けんぽ東京支部の保険料率8.18%」になります。

一方、事業所ごとに申請しているケースでは、事業所ごとに保険料率が異なる場合もあります。

なお、今後は都道府県ごとに保険料率の較差が広がることが予測されるので、そのために、事務所を移転させる会社もでてくるかもしれません。

## CONTENTS

協会けんぽ保険料率は 事業所の所在地で	…… P. 1
国税ダイレクト納付は 本当に便利なのか？	…… P. 1
サラリーマンの必要経費 の所得控除は？	…… P. 2
国税庁 海外送金の 監視強化へ	…… P. 2
信用保証協会の 「予約保証制度」とは？	…… P. 3
基準地価、愛知の住宅地・ 商業地4年ぶり下落	…… P. 4
経営分析シートで 自社の経営力を見る	…… P. 5
10月度の税務スケジュール	…… P. 5
今月の名言録	…… P. 6
編集後記	…… P. 6

## 新方式！国税ダイレクト納付は、本当に便利なのか？

国税庁が「平成21年9月から新たな電子納税であるダイレクト納付のサービスを開始」しました。

ダイレクト納付とは、平成20年度税制改正で認められることになった国税の新たな納付手段。国税電子申告・納税システム(e-TAX)を利用して納税申告をする場合、事前に税務署や金融機関に届出をしておけば、申告と同時に税の納付までできるというものです。納付は指定した預貯金口座から行われますが、インターネットバンキングを利用した場合は違って、利用手数料等がかかりません。また、納付日を指定することもできます。

簡単に言えば、公共料金などの自動引き落とし(振替)に近いイメージです。同様の仕組みとして振替納税がありますが、振替納税は申告所得税、および個人消費税のみが対象なのに対し、ダイレクト納付はe-TAXで電子申告が可能な税目のすべてに適用できます(ただし、ダイレクト納付の場合は振替納税のように納期限の延長という特典はありません)。つまり、源泉所得税や法人の消費税のように申告・納付回数の多い手続きに利用できるので便利とされています。

しかし、実は大変な問題があります。それは、対応している金融機関が極めて少ないことです。現在予定されている金融機関を含めても52機関にとどまっており、この地域でみても、現在利用できるのは、三菱東京UFJ・中京・愛知・百五銀行のみで、ゆうちょ銀行においても、今年末ごろまでに対応予定という状況なのです。

これは、国税庁の開発したシステムが銀行側のシステム的大幅変更を余儀なくさせるものであり、その開発投資を見送る金融機関が多いためです。

せっかく便利なシステムが導入されても、実際には使えないようなものになっており、国税側の努力や調整不足を感じざるを得ないところです。

また、利用する場合に、税務署に届出を提出してから利用可能になるまで1ヶ月程度かかることや、納付ができるのは、e-Taxの利用可能時間内(通常は平日の午前8時30分から午後9時まで)で、かつ利用する金融機関のオンラインサービス提供時間内に限られるのも、利便性からほど遠いものとなっています。





## サラリーマンの必要経費の所得控除は？

「サラリーマンは必要経費も自分持ちで、しっかり税金を取られる」なんて愚痴を友人から聞かされるようになったのは、30歳を過ぎたあたりからだったような気がします。

サラリーマンの方は年末調整で納税が完了し、医療費控除や住宅取得控除でもないとなかなか確定申告とは縁がないものなのかもしれません。

しかし、サラリーマンで給与と所得だけの方も必要経費を計算し確定申告することが出来るのです。それが、給与所得者の特定支出の控除の特例です。

「給与所得者の特定支出の控除の特例」とは、

居住者が各年において特定支出をした場合においてその年中の特定支出の合計額が、給与所得控除額を超えるときには、給与所得控除後の金額から、その超える部分の金額を控除した金額を、給与所得の金額とすることができるというものです(法57の2)。

ところが、この特定支出というものが曲者で、その内容が具体的に定められており、何でも認められるわけではないのです。特定支出とは、居住者が支出する次に掲げる支出(給与等の支払者により補てんされる部分があり、かつ、その補てんされる部分につき所得税が課されない場合におけるその補てんされる部分を除く。)をいいます。

特定支出とは (1)通勤費 (2)転居費 (3)研修費 (4)資格取得費 (5)帰宅旅費

もちろん、上記の各項目の支出についても事細かに要件が定められており……。

ここまで読んで、「そんな面倒なことやってられるか!」とお叱りの言葉を頂きそうなのですが、そうなのです。計算も面倒なら、申告手続きも大変なのです。

実際にこの制度を使って申告している人は年間数人程度とされています。

その理由は、この制度があまり知られていない・申告等の手続きが煩雑というほかに、サラリーマンの概算経費として認められている給与所得控除額が、多過ぎる為と言われています。

つまり、この金額が多過ぎる為、特定支出の金額が給与所得控除額を超えることがなく、この制度を適用出来ないというオチなのですが、興味のある方は一度チャレンジしてみてください。

給与所得控除額の速算表

給与の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	650,000円
162.5万円超 180万円以下	(給与の収入金額) × 40%
180万円超 360万円以下	(給与の収入金額) × 30% + 180,000円
360万円超 660万円以下	(給与の収入金額) × 20% + 540,000円
660万円超 1,000万円以下	(給与の収入金額) × 10% + 1,200,000円
1,000万円超	(給与の収入金額) × 5% + 1,700,000円

(注)660万円までの収入金額については、簡易給与表(別表第5)を適用して計算します。

意外と多い？

## 国税庁 海外送金の監視強化へ

国税庁が発表した「国税庁レポート2009」によると、平成19事務年度の国外送金等調書の提出枚数は391万枚で、前年比22万枚増、過去最高となったとのこと。

国外送金等調書とは、国外への送金および国外からの送金を受領した金額が100万円を超える場合、金融機関から税務署に提出される法定報告書です。年々増加し、制度が導入された同10事務年度に比べ約1.7倍。企業や個人が、国境を越えて事業・投資活動を活発化させていることが分かります。

こうした経済のグローバル化を背景に、当局は個人・法人を問わず国際課税にかかる調査に力を入れており、海外投資関連での無申告が暴かれた例として、次のようなケースがあります。

ある勤務医は、相続で取得した外国法人株式から多額の配当所得を得ていましたが、無申告。当局は国外送金等資料で取引を把握、説明を求めたところ明るみに出てきました。当局はその外国法人が勤務医の親族の経営だったことから、ほかの取引も想定。関係資料が念査され、配当金のほかにその外国法人への貸付けと海外金融機関の預金の受取利息が把握されたようです。

当局では、「あらゆる資料を用いて調査する」としています。しかし、これら事例からも、帳簿と金融機関などへの反面調査をもとに無申告の実態を解明しているケースは多いといえます。つまり、送金調書が絶大な力を発揮しているわけです。

国外送金等調書は、同20年度税制改正の措置で、今年4月から金融機関の報告義務が、従来の「200万円超」から「100万円超」に引き下げられました。海外への資産隠しなどに対する当局の監視は一層厳しくなっているようです。



# 信用保証協会の「予約保証制度」とは

## 予約保証制度の概要と要件

信用保証協会(以下「保証協会」といいます)の「予約保証制度」とは、景気の影響を受けやすい中小企業が、将来の突発的な資金需要に備えて、あらかじめ保証付きの融資の利用を予約することができる制度です。

具体的には、中小企業が事前に金融機関および保証協会の審査を受けることによって、最大2,000万円までの保証付き融資の予約が一年間有効になります。前もって審査を受けるため、企業に急な資金需要が生じて、迅速に融資を受けることができます。

利用する中小企業は、保証の予約時に、特に手数料等を支払う必要はありません。ただし、予約に基づいて実際に保証付きの融資を受けたときには、通常よりも高い保証料率が適用されます。

予約保証制度の概要は、**図表1**のとおりですが、対象となる中小企業の基準は、大きく分けて二つあります。

それは、企業の「実績」と「決算内容」です。とが実績に関して、とが決算内容についてです。

申込みから融資されるまでの流れを示したのが**図表2**です。

申込み方法は、金融機関経由のみとなっているため、保証協会へ直接申し込むことはできません。その利用方法についてですが、申込みに必要な書類は各金融機関にあります。

申し込む際には、まず自社と一年以上の与信取引がある金融機関に相談してみましょう。自社が対象になるのかどうかを事前に確認したうえで、正式な申込みをしたほうが賢明です。

なお、本制度は「セーフティネット保証制度」のように、利用できる企業の業種指定がありませんので、市町村からの認定を受ける必要はありません。

## 利用する際の留意点

### ・申込みは一金融機関に一予約

申込みは、一つの金融機関に対して一つの予約となります。つまり、一度予約をすると融資が実行されるまで、同じ金融機関へ再度申し込むことはできません。融資が実行された後は、同じ金融機関への申込みが可能ですし、また、複数の金融機関を同時に利用することもできます。

### ・資金用途は事業資金に限定

図表1にあるように、実際に融資された場合の資金用途は、事業資金(運転資金・設備資金)に限られています。したがって、資金を既存の借入金の返済などに充てることはできません。

### ・セーフティネット保証との併用は不可

予約保証制度とセーフティネット保証制度の資金用途は、ともに事業資金に限られていますが、セーフティネット保証は、同じ資金用途で他の保証制度(別口保証)との併用を認めていません。

### ・貸付が中止されるケース

予約保証の決定後も、次のような事由が生じた場合、金融機関が貸付を中止するケースがありますので、注意しましょう。

- 申込み先の保証協会の業務区域外で事業を行なったとき
- 申込み者に対する債権について、延滞または事故報告書の提出事由が生じたとき
- 信用状況の著しい悪化等により、申込み先の金融機関が融資を行なうのが適当でないと判断したとき
- 保証協会が申込み先の金融機関に対して申入れをしたとき

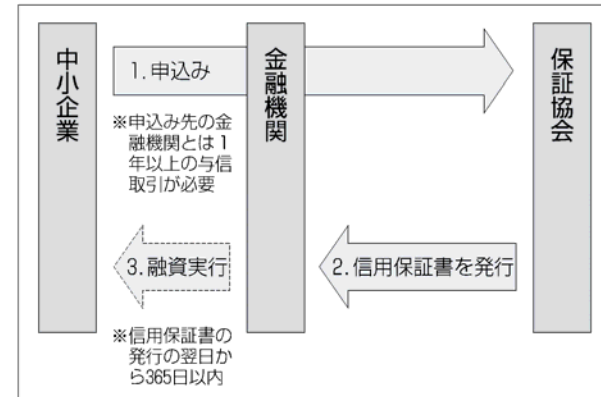
予約保証制度は、中小企業の迅速な資金調達を支援することを目的としています。この制度をうまく活用し、いざというときに備えましょう。

図表1 予約保証制度の概要

対象者	次のすべての要件に該当する中小企業者 ①同じ事業の業歴が3年以上あること ②申込み先の金融機関と与信取引が1年以上あること ③リスク考慮型保証料率の適用対象であること ④保証料率の区分が2～9であること
貸付限度額	2,000万円
資金用途	事業資金 *既存の借入金の返済などに充当することはできない
保証割合等	金融機関の選択した責任共有制度の方式による
担保	必要に応じて
連帯保証人	原則として法人代表者以外不要
保証期間	5年以内
予約期間	信用保証書の発行の翌日から365日
貸付利率	金融機関の所定の利率
保証料率	借入金額に対し、0.40%～1.90% *通常より1区分上の料率を適用

\*東京信用保証協会のホームページをもとに作成

図表2 申込みから融資までの流れ



## 基準地価、愛知の住宅地・商業地4年ぶり下落

9月17日に発表された中部三県の基準地価で、愛知の商業地が前年比7.1%下落と4年ぶりにマイナスに転じました。金融危機に伴う世界的な景気悪化が飲食店の不振やオフィスビル市況の悪化を招き、特に名古屋市の下落率は11.9%と全国平均を6ポイントも上回っています。

また、住宅地についても前年比4.2%下落と4年ぶりに下落するなど、全用途でマイナスとなっています。

一方、昨年下げ止まり感の出ていた岐阜と三重では下落率が再び拡大するなど底打ちの兆しは見られず、愛知では、継続調査している773地点のうち、2地点が横ばいとなった以外は全ての地点で下落しました。

愛知商業地の価格上位5地点（平成21年7月1日時点）

	所在地	変動率 (%)	価格 (千円/m <sup>2</sup> )
1	名古屋市中村区名駅3-28-12 (大名古屋ビルヂング)	18.0	8,050
2	名古屋市中村区名駅4-6-23 (第三堀内ビル)	18.1	5,400
3	名古屋市中区錦3-24-20 (坂種ビル)	25.6	4,600
4	名古屋市中村区椿町1-16 (井門名古屋ビル)	21.0	2,450
5	名古屋市中区錦3-5-30 (三晃錦ビル)	26.7	2,000

### 日本経済の活力低下を反映

今回の基準地価で、市町村別に最も下落率が大きかったのは、前年に長久手町とともに上昇率で1位となった日進市でした。日進市と下落率2位となった長久手町は、名古屋市と豊田市の間に位置し、トヨタ系企業の社員らの住宅需要が高い場所ですが2008年秋のトヨタショックの傷跡が今なお根深いものとなっています。

日進市は2005年の国勢調査で、人口増加率が全国の市の中で2番目の1.2%を記録しました。基準地価の上昇率も、自動車産業の好調などを背景に07年8.5%、08年も名古屋市の3.4%を大きく上回る6.1%と愛知県内の市町村別で2年連続のトップとなりました。しかし、08年は全国で上昇率7位だったのが一転、09年は7.7%の下落となっています。昨秋のトヨタショックの影響による需要減と上がり過ぎた地価の反動が主因であるものと推察されます。

名古屋市内で、商業地は昨年の4%上昇から11.9%下落となりましたが、同市中区錦、栄の3地点では、26~28%台の下落率を記録し、全国の商業地の下落率上位10地点のうち、5・9・10位を占めています。

2007年以降、名古屋市中心部ではオフィスビルが供給過剰気味になって賃料が下落し、空室率の上昇が続く中で、契約更新時には賃料の値下げやスペースの縮小などを要求される借り手優位の市況が続いています。

不動産コンサルタント会社「シービー・リチャードエリス総合研究所」名古屋支店によると名古屋市内の8月のオフィスビルの空室率は11.6%となり、同社が統計を取り始めた1992年以来最悪を記録しています。同社は「『元気な名古屋』と呼ばれた05、06年に国内外のファンドが土地を購入して次々とビルを建設した結果、供給過剰となったところへ今回の不況が追い打ちをかけた」と分析しています。特に、空室は完成から5年以内の新築物件に目立っている状況下で、賃貸市場の悪化の深刻さを反映しています。

### 地価横ばい地域の取り組み

今回の基準地価は全国のほとんどの地点で下落しましたが、そんな中で健闘した地域を調べると、民間主導での街づくりや子育て支援に力を入れる姿が浮かび上がります。

三重県伊勢市の「伊勢神宮」近くの商業地では地価が前年比横ばいでしたが、参道を中心に飲食店や物販店が集積する「おはらい町」は、週末には多くの家族連れや若者で賑わっています。人気を呼んでいるのは地元住民でつくる「伊勢おはらい町会議」のアイデアが基本とされる歴史的景観の街並みづくりにあるといわれています。

また、静岡県長泉町は町内の住宅地3地点とも地価は前年比横ばいでしたが、こちら子供医療費助成に力を入れるなど「福祉の町」として若い子育て世帯に人気となっています。立地上の優位性も高く、新幹線三島駅に近いなど交通の便も良く、静岡がんセンターなど充実した医療機関も近くに配置されています。総計によれば、転入者が多いうえ出生率も高く、2006年に約3万9000人であった人口は、09年には4万人を超えるまで増加しています。





# 経営分析シートで自社の経営力を見る

## §. 「借金経営の中身」をつかむ！ ～ 借入金/総資本比率 ～

< 借入金/総資本比率 >

借入金が総資本の何%あるかをみる比率で、資本調達を借入金に依存している程度がわかります。

経営目標の1つに資本構成の是正があります。負債を減らし、企業間信用と借入金を適度に維持することです。収益性(経済性)と流動性(安全性)に立った、積極経営に要する「前向きの借金」はよいのですが、こげ付き債権や赤字補填の「後向きの借金」は、早急に経営を根本から改めて、無理のない姿に戻さなければなりません。事業計画 資金の用途 無理のない返済計画 資金の調達源泉の適切な配分を明確にして安易な借入金を避けるようにしましょう。

手順1 借入金を出します

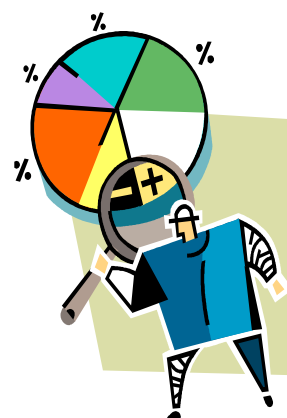
$$\boxed{\text{借入金}} = \boxed{\text{長期・短期借入金合計}} + \boxed{\text{受取手形割引高}}$$

手順2 借入金/総資本比率を出します

$$\boxed{\text{借入金/総資本比率}} = \frac{\boxed{\text{借入金}}}{\boxed{\text{総資本}}} \times 100$$

手順3 平均指標と比較してみましょう(30%～50%以内がのぞましい)

建設業平均・・・55.3%	製造業平均・・・61.4%
卸売業平均・・・53.5%	小売業平均・・・65.2%
サービス業平均・・・59.4%	情報通信業平均・・・54.8%
運輸業平均・・・57.2%	不動産業平均・・・67.2%



## 10月度の税務スケジュール

内 容	期 限
9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(当年4月～当年9月分)の納付	納 期 限 10月 13日(火)
特別農業所得者への予定納税基準額等の通知	10月 15日(木)
8月決算法人の確定申告	申告期限 11月 2日(月)
2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告	申告期限 11月 2日(月)
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告	申告期限 11月 2日(月)
2月決算法人の中間申告(半期分)	申告期限 11月 2日(月)
消費税の年税額が400万円超の2月・5月・11月決算法人の3月ごとの中間申告	申告期限 11月 2日(月)
消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告	申告期限 11月 2日(月)
個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)	納 期 限 10月中において市町村の条例に定める日

## 今月の名言録

### 仕事を考え尽くす

私は、新しい事業を展開するときに、不安とか心配を抱いたことは一度もありません。もちろん、新規事業展開は、平坦な道ばかりではありません。一歩進めば壁に当たり、その壁を一つ一つクリアしていくという連続です。しかし私は一抹の不安も抱きませんでした。

それは、その事業が成功するということ、そしてその成功へ至るプロセスが見えていたからです。

うまくいく仕事というのは、最終ゴールまで見通しがきき、始める前から自信めいたものがあり、「いつか来た道」を歩いているようなイメージがわくものでなければなりません。

そのためには、常に仕事のことを考え続ける必要があります。疑問が一点も残らないくらい考え抜くのです。頭の中でシミュレーションを徹底的にやり抜くのです。

そうすると、ビジュアルな映像として頭に定着してきます。私は、それがカラーで見えるほど、鮮明でなければならぬと考えています。

この「見える」ということが、成功に至る確信と、人をして行動せしめる強い意志力を生み、成功へと導くのです。



(「心を高める、経営を伸ばす」稲盛和夫著 PHP研究所)

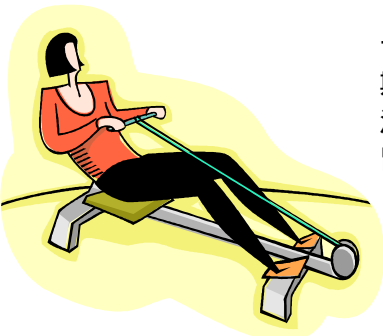
## 編集後記

はじめまして、伊藤ひとみと申します。ASAOKに入所して1年が経ちました。まだまだ日々勉強の毎日ですが、少しでも皆様のお役に立てるよう努力していきますので今後ともよろしくお願いいたします。

ここ最近すっかり秋らしくなり、何をすることも過ごしやすい季節になりました。私もこの秋デビューでスポーツジムへ通うことになりました。長年の運動不足解消とダイエット効果も期待して(?)、気になる部分を重点的に筋力トレーニング実践中です。汗をかく夏は代謝が少ないため、同じ運動をするならこれからの季節がおすすめですよ。皆さんもこの秋、何かスポーツを初めてみてはいかがでしょうか？

一方、食べ物もおいしくなるこの季節、どちらかと言うと「秋の味覚」の方が楽しみな私の場合、ダイエット効果はあまり期待できませんが…。

(伊藤ひとみ)



## 事務所のご案内

名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル9階

TEL: 052 - 331 - 0135

052 - 331 - 0145

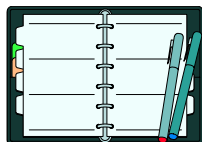
FAX: 052 - 331 - 0167

<http://www.asaoka-kaikai.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士  
不動産鑑定士  
社会保険労務士

浅岡 和彦  
佐々木 勝己  
松永 裕美



大津通  
「中京大学文化市民会館北」  
交差点からすぐです